

令和7年度福島県障がい者相談支援（障がい者ケアマネジメント） 従事者養成研修開催要項

1 研修目的

本研修は、地域の相談支援体制の充実に資するため、障がい者（児）に係る相談支援従事者養成研修を実施することで、障害者総合支援法における相談支援事業、児童福祉法における障害児相談支援事業及び障害福祉サービス事業に従事する人材の養成並びに資質の向上を図ることを目的とするものです。

2 研修期間および研修方法

○相談支援専門員

共通講義（e-ラーニング約 11 時間）、演習 6 日間、実地研修 2 回

※研修の全体構成及び日程は別紙資料 1 を参照ください。

○サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）

共通講義（e-ラーニング約 11 時間）

※研修の全体構成及び日程は別紙資料 1 を参照ください。

※サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）として従事する者は、
本研修のほかに、県が実施する「サービス管理責任者等研修」の修了
が要件です。

共通講義 受講期間：令和7年6月7日（土）～ 6月13日（金）

< 注意点 >

- ①：共通講義は e-ラーニング（動画視聴）になりますので、インターネットに接続できるパソコン等を準備のうえ、受講期間内にすべて視聴してください。
e-ラーニングを受講するための Web ページ URL は、受講者決定時に各受講者へ通知します。
- ②： e-ラーニングの受講には、事務局から各受講者へ発行するアカウントを使用します。また、e-ラーニングはオンライン上で受講確認を行います。受講確認が取れない場合、実地研修及び演習は受講できません。
- ③：e-ラーニングに関する受講の仕方や接続の仕方などの問い合わせには対応いたしませんので、各自期間内に受講できるように環境を整備してください。

事前ガイダンス

開催日時：令和 7 年 5 月 2 7 日（火）10 時～12 時

・e-ラーニング、演習の受講方法等について、オンライン（Zoom）で説明します。

※詳細は受講者決定時にお知らせいたします。

※事前ガイダンスの受講は必須となります。

3 主 催 福島県

4 運営主体（事業委託先） 一般社団法人福島県相談支援専門員協会

5 受講対象者

障害者総合支援法（又は児童福祉法）に基づく業務に従事する上で、障がい者ケアマネジメントの知識や技術が必要となる行政機関、社会福祉法人、N P O 法人等の職員であって、以下に該当する者を主な対象者とします。

- （1）相談支援事業所の**相談支援専門員**として従事する者
- （2）令和 2 年度に相談支援従事者養成研修を修了した者で、同現任研修を 1 度も受講していない者（今年度の現任研修を受講できない者）
- （3）障がい者ケアマネジメントを担当する市町村等職員
- （4）障がい福祉サービス事業所の**サービス管理責任者**として従事する者
- （5）障害児通所・入所支援の**児童発達支援管理責任者**として従事する者

6 定員（共通講義）

4 0 0 名 うち相談支援専門員 1 0 0 名

うちサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）3 0 0 名

ただし、定員を超過した場合は、選考させていただきます。

7 受講申込

専用サイトでの申し込みが必要となります。令和 7 年 4 月 14 日（月）～28 日（月）までに、申込ページ URL から申込を行ってください（福島県障がい福祉課ホームページにも当該申込ページへのリンクを掲載しています。）。

【申込ページ URL】

福島県相談支援専門員協会 – 受講申込登録時フォーム

<https://www.fsknet.or.jp/entry/>

【福島県障がい福祉課ホームページ】

令和 7 年度福島県障がい者相談支援従事者養成研修受講者の募集について

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035c/soudan-yousei.html>

または

福島県	相談支援従事者養成研修
-----	-------------

検索

8 受講者の決定及び通知

受講者については、福島県障がい福祉課が選考の上決定し、令和7年5月中旬に通知します。

9 修了証書

研修の全日程を修了した者には、福島県から修了証書を授与します。

※ 以下に該当する場合、後日提出頂く **承諾書に基づき即時受講取消** になりますのでご注意ください。

- (1) 受講料の振込を納付期日までに行わない場合
- (2) 事前課題等の提出物を期限までに提出しない場合
- (3) 研修の全日程を受講できない場合（遅刻・早退・途中退席を含む）
- (4) 受講態度が著しく悪い場合（私語・居眠り・携帯電話の利用等）、または研修の円滑な実施を妨げる行為がある場合（演習等において途中離脱や終始無言、協調性に欠けた言動等）
- (5) 受講申込時に記載された実務経験に関して虚偽の記載があった場合

10 受講料

相談支援専門員（共通講義・演習6日間・実地研修2日間） **16,000 円**

サービス管理責任者等（共通講義のみ） **4,000 円**

※納付方法等についての詳細は、受講決定通知の際にお知らせします。

※途中で受講を取りやめた場合や受講取り消しとなった場合であっても、納付された受講料は返金されません。

※その他、旅費及び滞在費等は派遣者もしくは受講者の負担とします。

11 テキスト

次のテキストを必ず購入してください。

『改訂 障害者相談支援従事者研修テキスト 初任者研修編』

日本相談支援専門員協会 e-ラーニング指定テキスト

日本相談支援専門員協会＝監修／小澤 温＝編集

価格：3,500 円（税別） 中央法規

12 その他

申し込み頂いた皆様の個人情報は、研修に係る事業のみの目的で使用しま

す。他の目的で使用する、無断で第三者に提供することはありません。

1 3 問合せ

(1) 受講申込みや辞退、研修内容や会場に関する問い合わせ先

・福島県相談支援専門員協会事務局

電話：070-2273-4414（※受付時間：午前 9 時～午後 5 時まで）

お問い合わせフォーム：<https://www.fsknet.or.jp/contact/>

(2) 受講要件に関する問い合わせ先

・相談支援専門員

各市町村障がい福祉担当窓口

・サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）

各中核市または各保健福祉事務所